

学校法人昌平黌と福島民友新聞社との

地域活性化に関する包括連携協定書

学校法人昌平黌(以下「甲」という。)と福島民友新聞株式会社(以下「乙」という。)
とは、地域活性化と未来を切り開く人財育成を推進するため、次のとおり包括連携
協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を
有効に活用した協働による活動を推進し、産学連携並びに復興と地方創生を推進
し、地域社会・経済の発展、それに資する人財育成に貢献することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。
- (1) 復興、地方創生・地域活性化に関すること
 - (2) 地域課題等に関する共同調査及び研究、プロジェクトに関すること
 - (3) 東日本国際大学及びいわき短期大学、グローバル人財育成研究所等学内の
各種機関との連携に関すること
 - (4) 人材交流及びインターンシップの実施、キャリア形成に関すること
 - (5) 教育・文化・スポーツの振興発展に関すること
 - (6) その他の目的達成のために必要な事項
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を
行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定
の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承
諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供
することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度
協議の上、必要な変更を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定に基づく活動のために必要となる経費は、両者による協議の上、決
定する。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の
有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わな
いときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、そ
の後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項について
は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自
その1通を保有する。

令和 7年 2月 3日

甲 いわき市平鎌田字寿金沢37
学校法人昌平黌
理事長

乙 福島市柳町4-28
福島民友新聞株式会社
代表取締役社長

